

## (仮称) 宮崎市動物との共生に関する条例の制定に関する意見等募集について

### 1. 実施概要

- (1) 実施期間 令和3年8月18日(水)～9月22日(水)
- (2) 周知方法 宮崎市ホームページ、議会事務局、市民情報センター、総合支所、地域センター、地域事務所、保健衛生課、動物愛護センター
- (3) 意見提出方法 宮崎市ホームページ内に設けた入力フォーム、電子メール、郵便、ファクシミリ

### 2. 意見聴取結果

- (1) 意見提出件数 50件(10人)
- (2) 意見の内訳

	意見項目	件数
1	条例総論	6
2	定義	3
3	飼い主等の責務	3
4	市の責務	3
5	市民等の責務	2
6	猫の飼い主等の遵守事項	1
7	多頭の犬又は猫の飼養又は保管に係る届出	3
8	地域猫に関する取組	2
9	災害への対策	2
10	勧告及び命令	1
11	立入検査等	1
12	その他	23
合計		50

## (仮称) 宮崎市動物との共生に関する条例の制定について

### 1 条例総論

	意見概要	議員連盟の考え
1	繁殖時期になると、時間に関係なく猫が騒いでいる。自宅周辺は猫のフン尿の臭いで大変困っているが、エサをあげるのをやめてもらえない。是非、条例化を希望する。	条例制定に向け、引き続き作業を進めてまいります。
2	近所に4匹の飼い猫が居ますが、餌だけ与えて後はほったらかし。直接、飼い主に『猫小屋を作るか、リードで繋いでください』とお願いし、市の保健所にも飼い方の指導をお願いしたが、聞いてもらえない。我が家の廻りにネットを張って自衛しているが、夜中に入ってくるため、熟睡できない。ノイローゼになりそう。是非、是非、飼い主のモラル向上、室内飼い、リードをつけての散歩等々の条例の制定を心より願います。	
3	ペット税&罰金(保護犬保護猫など保護動物を除き、ペット税を課すことを義務付ける)。義務を怠った場合、飼育免許を取得していなかった場合、罰金を科すペット税と罰金はすべて動物愛護センターや災害時の動物救護等、直接動物に還元する。	まずは本条例制定により、動物に対する市民の共通理解を醸成することが重要と考えています。ご意見についてはご要望として承ります。
4	ブリーダーへの繁殖税、ペットショップへの動物販売税の検討をお願いします。	
5	「人に迷惑を及ぼすことを防止し」の文言を変更し、「周辺の生活環境が損なわれることを防止し」に変更することを要望する。「人に迷惑を及ぼす」という文言は、飼い主への注意喚起ではあるものの、「共生」のニュアンスよりも、人が優位に快適に暮らせるように、動物が迷惑をかけないように人に従わせなければならないというニュアンスを感じさせる。動物を飼っていない人が「犬や猫は迷惑である」と心理的に誘導されてしまうような言い回しは避けるべき。飼い主が読んだ時に「人に迷惑をかけないように」ということは理解できるが、肩身の狭い思いや、「動物福祉への無理解」を感じてしまう。	
		野良猫に対する無責任な餌やりがなくなり、ふん尿などによる周辺的生活環境の悪化の問題や市の避難所にペットの同行避難ができないことなどの声を受け条例の制定を考えたところです。すべての人に動物愛護の精神について理解を得ていくためには、まず、動物と関わる者の行動に高いモラルと責任を求め、人と動物が共生する社会の実現に寄与することを目的としています。このため、本市では、人に迷惑をかけないことを広くご理解いただくために、ルールを定めるものですので、ご理解、ご協力をお願いします。

## (仮称) 宮崎市動物との共生に関する条例の制定について

### 1 条例総論

	意見概要	議員連盟の考え
6	<p>「猫は大きな経済効果を生み出す観光資源になり得る」。福岡県の相島や大島、愛媛県の青島、また猫ではないがウサギで広島県の大久野島が主な成功例だと言える。いずれも風光明媚な離島ではあるが、参考にできる事例ではないか。本来離島とを結ぶ船は赤字化が常態化し多額の税金投入もしくは廃止となりますが、猫を観光資源化してこれを防いる。また相島では食堂や商店が存続でき大久野島ではグッズの販売も好調。まだ行政側の知恵や努力が尽くされている状況でない中、権力を使い市民の愛玩動物への気持ちを損なう様な今回の条例案は再度検討されるべき。</p> <p>「猫に餌をあげてはいけない」では根本的な解決には繋がらない。猫は餌が無ければ狩りに出かけ繁殖し、そして新たな猫がやって来るだけ。全頭保護、全頭不妊手術、全頭観光資源化。</p>	<p>まずは本条例により、動物に対する市民の共通理解を醸成することが重要と考えています。本条例はあくまでも取り組みの第一歩となるものであり、将来的に内容の見直しを行うことも視野に入れて検討してまいります。</p> <p>いただいたご意見については、今後の事業を進めるうえで参考とさせていただきます。</p>

### 2 定義

	意見概要	議員連盟の考え
7	<p>「地域猫」について、条例案の意図は十分理解できるが、適切な給餌及びふん尿の処理の実施は現実的に困難と思われる。</p>	<p>本条例は、猫に関する市、飼い主、市民等を規定した上で、それらの周知啓発を図るとともに、各主体が相互に協力していくことで、人と動物が共生する社会の実現に寄与することを目的としています。</p> <p>いただいたご意見については、条例の施行後の取り組みに関するご意見として承ります。</p> <p>地域猫は、周辺一帯を自由に移動しており、習性にしがたって、排せつや繁殖等の行動を行います。地域住民については、該当猫の活動範囲内の住民や働く人などが対象と考えており、その範囲を明確に示すことは難しいと考えています。ご指摘の点については、条例策定作業の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>「地域猫」について、宮崎市のガイドラインには「地域で猫の数、個体識別、健康状態の把握が適正に行われている猫」とうたわれていますが、困難と考える。</p>	
9	<p>地域住民の定義がない。その地域に住む人だけでなく、その地域で働く人のことを指していると思われるので、明記して欲しい。地域猫については、地域猫と地域猫を排除しようとする地域住民、地域猫を保護しようとする方々と地域猫を排除しようとする地域住民との間で軋轢が生じている。現実には、地域猫を虐待する事例も多く見受けられる。保護しようとする方々だけでなく、そうでない地域住民にも地域猫への理解を深めていただく必要があるので、条例ではより強調して欲しい。</p>	

## (仮称) 宮崎市動物との共生に関する条例の制定について

### 3 飼い主等の責務

	意見概要	議員連盟の考え
10	「人に迷惑を及ぼすことのないよう」という文言が主張して、飼い主がとても肩身狭く動物を飼わなければならない印象を持つ。また「動物福祉の向上」「命である」という観点から、「取扱い」という文言も、変更することを要望する。	「動物の愛護及び管理に関する法律」第9条の規定の趣旨に沿った条例であることから、同法に倣った形での文言で整理を行っております。
11	飼い主が一番大切にしなければならないことは「終生飼養」であると思う。「飼い主は、動物の健康及び安全を守り、最後まで責任を持って飼わなければならない。また、近隣に迷惑をかけることのないよう正しい飼い方をしなければなりません。」のように終生飼養を盛り込むことを要望する。	終生飼養については、「動物の愛護及び管理に関する法律」や「宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定されており、これらの法令の適用を受ける本市は、本市の条例に規定をしなくても、一定程度担保されているものと考えます。
12	野良猫がこれほど多い現状ではペットを飼育している市民総てが善意の市民とは考えられない。ペットを飼育する場合は繁殖防止の措置を義務付けるべき。	本条例案において、猫の飼い主等の遵守事項として、自らが所有する猫が適性に飼育することが困難となるおそれがある場合は、不妊去勢手術その他の措置を講ずるよう努めることとしています。まずは、飼い主に対して、不妊去勢手術に必要性、重要性を普及啓発することが重要と考え、努力義務としたものです。

### 4 市の責務

	意見概要	議員連盟の考え
13	ペットショップから動物を買う人も多いと思う。高齢者へ気軽に勧めた結果、飼育放棄になる等、販売したペットショップも責任があると思う。市は、むやみにペットショップ開店を許可しないで欲しい。	「動物の愛護及び管理に関する法律」及び同法施行規則により、販売業者に対する規定がされているため、本条例においては業者に対する規定を盛り込まないこととしております。
14	今は外の環境が悪化しているため、市の指導及び啓発時には、宮崎市独自に、犬も室内飼養の啓発を行って欲しいと要望する。	本市には、都市部や農村地域があり、動物の飼い方にはそれぞれの地域性が見受けられることや犬種による個体差もあることから、犬に対する一律の室内飼養の啓発は難しいと考えます。本条例施行により適正な飼養等を行っていない場合については、指導等を行うこととなります。

## (仮称) 宮崎市動物との共生に関する条例の制定について

### 4 市の責務

	意見概要	議員連盟の考え
15	市民が動物との交通事故に遭遇した場合、事故にあった動物をみかけた場合は、すぐに動物病院へ連れていく、路肩に寄せる、通報する等、適切な行動（#9910）などをすぐに思いつくような周知活動を要望する。	本条例が施行されることで、ご意見の趣旨を踏まえた取り組みが進むことが期待されます。また、条例の施行をきっかけとして、動物愛護に関する様々な知識の周知、啓発に努めてまいりたいと考えています。

### 5 市民等の責務

	意見概要	議員連盟の考え
16	動物福祉の向上を目指し、命あるものであることを認識するのであれば、「取り扱う」という文言は避けて欲しい。「市民等は、動物が命あるものであることを認識してその愛護に努めるとともに、動物との触れ合いに際して、近隣に迷惑をかけることのないよう、人や動物の健康及び安全を守るよう努めなければなりません」このように変更することを要望する。	条例の表現については、「動物の愛護及び管理に関する法律」の規定に倣った形での文言で整理を行っております。 動物福祉の観点から、「動物の愛護及び管理に関する法律」や「宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例」の規定により、一定程度担保されているものと考えます。
17	野良猫、野良犬に対して餌を与える飼い主以外の市民には罰則を規定する（地域猫は別途規定）。	本条例は、動物愛護及び適正な取扱いに関して必要な事項を定めることにより「人と動物が共生する社会の実現」を目指しています。すべての人に動物愛護の精神について理解を得ていくためには、まず、動物と関わる者の行動に責任を持っていただくため、飼い主等のない猫に係る取り組み等について規定しています。今回の条例の内容について市民への周知徹底を図り、今後実効性を高めていきたいと考えます。なお、本条例はあくまでも取り組みの第一歩となるものであり、将来的に内容の見直しを行うことも視野に入れて検討してまいります。

(仮称) 宮崎市動物との共生に関する条例の制定について

6 猫の飼い主等の遵守事項

	意見概要	議員連盟の考え
18	猫については、室外での飼育を禁止すべき。	本市の地域性も鑑み、まずは、室内飼養の必要性や重要性を飼い主に普及啓発することが重要と考え、努力義務としています。なお、本条例はあくまでも取り組みの第一歩となるものであり、将来的に内容の見直しを行うことも視野に入れて検討してまいります。

7 多頭の犬又は猫の飼養又は保管に係る届出

	意見概要	議員連盟の考え
19	保管する犬及び猫の数の合計数を10以上から6以上へ引き下げるべきである。	本条例はあくまでも取り組みの第一歩となるものであり、将来的に内容の見直しを行うことも視野に入れて検討してまいります。頭数や対象については、運用後、必要に応じて見直しなどを検討していきたいと考えています。
20	佐賀県の調査の結果、6頭以上になると周辺の苦情が増えることから、6頭と設定されたとのこと。多頭飼育崩壊は動物虐待。宮崎市でも発生していることから、10以上を届け出義務にしていると、苦情の対応が間に合わない。出来る限り、早期発見にて注意喚起できるように、宮崎市も6以上で届け出し、多頭飼育崩壊を未然に防ぐよう要望する。去勢済みかどうか加えると、さらに多頭飼育崩壊の抑止力が高まると考える。	
21	届出に掲げる事項についての以下の項目を加え、内容を具体化するべきである。 1.飼養する犬又は猫の数及び雌雄の別(犬～雌頭、雄頭)(猫～雌匹、雄匹)＝犬猫合計数。 2.繁殖を防止するための措置の内容(不妊去勢の有無、雄雌の分離。) 3.飼養する施設の構造と規模(屋内(延べ床面積㎡)、屋外(延べ床面積㎡)) 4.飼養の方法、糞尿等の処理方法(一般廃棄物、業者に委託、その他)死体の処理方法(一般廃棄物処理、焼却処理、埋却処理) 5.周辺の生活環境を保全する方法(鳴き声、臭気、毛の飛散等について、それぞれの保全及び軽減させるための措置の具体的内容を記入。)	届出の様式については、担当部局で作成する規則等で定めることから、条例施行後の具体的な施策に関するご要望として承ります。

(仮称) 宮崎市動物との共生に関する条例の制定について

8 地域猫に関する取り組み

	意見概要	議員連盟の考え
22	<p>地域猫に関する活動を行っているのは「地域猫活動団体」だけではない。この表現だと、「団体」しか活動できない、活動するのであれば「団体」に加入しなければならないというふうに取り扱われる。個人で保護活動されている方々が多く存在している。</p> <p>例えば、個人で活動されている方を「地域猫活動者」と表して条例案に盛り込み、この活動者の方々の取り組みに対しても、市として必要な措置に対して支援するべき。</p>	<p>地域猫活動は、地域の方々の理解の上に成り立つ活動であることから、一次的には団体を想定しております。ただし、個人の活動を否定するものではないことから、団体で取り組めない個人に対しての規定として、本条例の骨子の11で「飼い主等のない猫に係る取り組み」において、地域猫に関する活動に準じた形での給餌を規定しております。</p>
23	<p>動物愛護団体が無許可で動物の捕獲の檻を設置し、檻設置の持ち主・目的・責任者等何も分からず、撤去後その場所に檻は施設管理者で預かるとの貼り紙を現場にしても数日連絡も来ない状態。中にもし猫がいて気づかなければ虐待になるのではと思う。目的は野良猫の避妊手術だったそうだが、動物愛護団体の行動も疑問を持っている。保健所も檻の貸出は、動物愛護団体とはいえ、設置後に毎日の報告等厳しい条件が必要と思う。</p>	<p>ご意見を愛護団体に伝えるとともに、本市が実施する場合は、ご意見のとおり対応していくように担当部局に伝えます。</p>

9 災害への対策

	意見概要	議員連盟の考え
24	<p>ペット同行マニュアル、ガイドラインの作成や、同行避難はもちろんですが、ペット同伴避難所の開設も早期に検討していただきたい。</p>	<p>既にペット受入れ可能な避難所の試行運用が決定されており、災害等において避難所を開く場合においては開設される予定です。なお、今年度の試行状況等を見ながら、来年度からの本格運用に向けた準備・検討を行うこととされております。</p>
25	<p>「ペット同行避難運営マニュアル」「ペット同行避難マニュアル」の策定。自治体の管理部局と動物愛護管理局の双方が利用できるチェックリストを作成すべき（両部局等の連携や情報共有が不十分）。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえた取り組みを進めていきたいと考えております。</p>

## (仮称) 宮崎市動物との共生に関する条例の制定について

### 10 勧告及び命令

	意見概要	議員連盟の考え
26	違反行為の排除について罰則と規程規定はゆるすぎないか。強制排除の手段も必要。	本市においては、飼い猫の適正飼養や飼い主のいない猫等に関する知識が十分に浸透していないことが、苦情等の一因と考えています。まずは本条例により、市民の共通理解を醸成することが重要と考え、各主体の責務又は理解・協力を求めています。なお、本条例はあくまでも取り組みの第一歩となるものであり、将来的に内容の見直しを行うことも視野に入れて検討してまいります。

### 11 立入検査等

	意見概要	議員連盟の考え
27	動物虐待が認められた場合には、警察と連携して、飼い主に所有権を放棄させ、警察または自治体が速やかに動物を保護することを要望する。	条例は、法令に反しない限りにおいて定めることができるとなっております。飼い主に強制的に所有権を放棄させることや虐待が認められた場合の速やかな保護については、法律上の財産権を侵害するおそれがあることから、当該趣旨を条例に規定することは難しいと考えます。現行法規の範囲で、ご意見の趣旨を踏まえた取り組みがなされるよう、関係部局と十分に意思疎通を図ってまいります。

### 12 その他

	意見概要	議員連盟の考え
28	ここ20数年前より、境内に生息している野良猫への無責任な餌やり。人数は、数名おりそれぞれが餌を持ってきて与えている。前の人の餌が残っているのに自分の餌を与える。猫にとって素晴らしい場所のように思われ捨て猫の場所にもなった。しかしながら、無責任な餌やりによって、境内の美化は損なわれ、餌は残りそれを目当てにカラスが集まる。また、集まったカラスの群れが捨て猫を食べてしまっている。残念ながら無責任な餌やりの人に、注意や後の掃除をお願いをしても全く聞いてもらえない状況。	本市においては、地域猫や飼い主のいない猫に関する知識が十分に浸透していないことが、猫に関する苦情等の一因と考えています。そのため、まずは本条例により、地域猫に関する取り組みや飼い主等のない猫に関する取り組みについて、市民の共通理解を醸成することが重要と考え、努力義務を記載したものです。なお、本条例はあくまでも取り組みの第一歩となるものであり、いただいたご意見については、今後の事業を進めるうえで参考とさせていただきます。



(仮称) 宮崎市動物との共生に関する条例の制定について

12 その他

	意見概要	議員連盟の考え
29	地域猫や、犬の糞害の看板について、人間は動作にバツなのに、犬には直接バツが被さっている看板（阿波岐原町）を見かけるが、まるで、犬や猫が悪いような印象を与える。フンや捨てる動作にバツをかけるように、優しく丁寧な看板表記を心がけてもらいたい。看板一つで観光客の宮崎市に対する印象が変わる。	ご意見については、本条例施行後の取り組みの展開に関するご要望として承ります。
30	マイクロチップや、繁殖防止の処置をペット販売に係る業者に義務付けるべき。	動物取扱業者は、法において遵守すべき事項が既に定められています。販売業者に対する規制については、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び同法施行規則で規定されているため、本条例においては業者に対する規定を盛り込まないこととしております。
31	飼育免許制の導入（全ての飼育可能なペット）を要望する。 ペットの購入時など、自治体の定めた講習を受け、試験に合格した認定証（有効期限あり）を提示する義務	条例は、法令に反しない限りにおいて定めることができるとなっており、飼育を免許制とすること等は法律で認められている財産権を制限するおそれがあることから、当該趣旨を条例に規定することは難しいと考えます。
32	終生飼養の誓約書のサイン。	
33	学校の飼育現場が子供達任せで不適正な飼養になっていないか？悪天候、休日時の飼育体制の確認、必要な時に獣医師を派遣する体制が整っているか？動物を飼育した経験が無い先生への教育も必要。学校の動物達が適正な飼養環境にないのであれば、廃止することを検討して欲しい。	本条例は、動物愛護及び適正な取扱いに関して必要な事項を定めることにより「人と動物が共生する社会の実現」を目指しています。学校現場においても取り組みが進むよう関係団体と連携を図りながら、取り組んでいきたいと考えています。
34	(宮崎港について) 市、県、地域、地域企業、市民の認知を促進し、港地区における共生の観点での給餌などの関わり方、猫達の取り扱いのルール作成と取り決めと関係各所への情報共有が早急に必要。	宮崎港やニシタチの猫の問題については、大変難しい問題として認識しております。本条例の制定趣旨にもつながる問題であることから、関係団体と連携を図りながら、解決に向けて取り組んでいきたいと考えています。

(仮称) 宮崎市動物との共生に関する条例の制定について

12 その他

	意見概要	議員連盟の考え
35	(宮崎港について) 給餌給水のルール、給餌給水排泄設備の設置個所の検討と決定と敷設に関わる、市、県、港湾事務所、各種団体、一般へ認知及び共有と設置への理解や承認と取り組みが必要。	宮崎港やニシタチの猫の問題については、大変難しい問題として認識しております。本条例の制定趣旨にもつながる問題であることから、関係団体と連携を図りながら、解決に向けて取り組んでいきたいと考えています。
36	(宮崎港について) 給餌給水においては、動物の命の尊厳を守る観点を基軸とし、行政または準ずる個所による管理のもと、連携的かつ計画的かつ持続可能な計画、管理の元、実施できるような体制を作るべき。給餌においては一般個人や個人の賄では限界があるため行政による支援の検討も必要。	
37	(宮崎港について) 猫の病気疾病などの捕獲や捕獲時の対応フローの検証と考察と再作成と市民及び関係者や現場における公示看板や給餌や対応状況が相互にわかる情報網の検討など福祉の観点による取り組みと体制作りが必要。	
38	(宮崎港について) 近隣関係者とのトラブルの回避のための、取り組みの共有と理解への取り組み、及び、人間と動物の共生、命の尊厳のための、企業からの支援要請などの取り組みの推進	
39	(宮崎港について) 捨て猫、虐待、その他にまつわる問題への防犯及び抑止の観点における防犯カメラの設備の配置や管理要員の配置等への考察と訪問者への警鐘、市民全体への周知活動が必要。	
40	(宮崎港について) 猫の福祉の観点より、猫の事故や虐待、防犯及び近隣トラブル回避と継続的な頭数減少と共存と譲渡にむけての猫シェルターの設置およびそれに準ずる組織化への取り組み。	

(仮称) 宮崎市動物との共生に関する条例の制定について

12 その他

	意見概要	議員連盟の考え
41	(宮崎港について) 問題解決にかかる予算などに対しG回答(事務局案)F等を利用したプロジェクト推進等の考察と検討と取り組み。	宮崎港やニシタチの猫の問題については、大変難しい問題として認識しております。本条例の制定趣旨にもつながる問題であることから、関係団体と連携を図りながら、解決に向けて取り組んでいきたいと考えています。
42	(宮崎港について) 港湾事務所の現在の状況の改善。動物の愛護と共生の為に、現在は給餌給水などの設備が認可されておらず動物にとって共生とは思えない非人道的な環境のままになっていることより、早急の考察と設置への認可が必要。	
43	(宮崎港について) 給餌設備においては設置可能な場合においては、給餌においては天候に左右されない設備が望ましい。現在は特定の場所もなくボランティアや個人による給餌がおこなわれているが、悪天候時には餌が雨により浸水し給餌もままならず、また、それがごみやカラスなどの関係により、ごみの散乱にも繋がっている。	
44	(ニシタチについて) 地域猫の認定条件として給餌給水排泄場などの設置を行う場所などが地域柄少なく又、許可を得るための所有者などとのコンタクトや認可が地域柄困難なケースが多くまた個人としての交渉からではなかなか設置にいたらない現状があるため、より一層の猫の取り扱いの規定やルール作成及び対象地域の住民及び関係者への行政からの協力依頼や実施のための協力が必要。	
45	(ニシタチについて) 所在箇所や頭数の確認から、適切な個所への給餌給水排泄設備の設置への考察と設置にあたる場合の理解や行政からの民間への協力依頼などへの取り組みが必要。	
46	(ニシタチについて) 同エリアにおいては、営業店舗が大半であり住人が少ない中での地域猫という定義があてはまらないエリアとも考察され、かつ、コロナの影響により給餌をおこなっていた関係者も数が減り、給餌や給水に関わるボランティアなどの人力、及び経済負担が増しており、個人のみでの対応では対処しきれない状況が発生しており、行政や市民からの支援も必要。	

(仮称) 宮崎市動物との共生に関する条例の制定について

12 その他

	意見概要	議員連盟の考え
47	宮崎港地区と同様にケガや疾病時の対応フローなどの制定と地域への情報共有並びに認知や支援への取り組みが必要。 (TNR処置後の猫がケガや病気であっても対応されない愛護センターと基金の中でのルールや構造においては改善や対応の基準の見直しが必要)	宮崎港やニシタチの猫の問題については、大変難しい問題として認識しております。本条例の制定趣旨にもつながる問題であることから、関係団体と連携を図りながら、解決に向けて取り組んでいきたいと考えています。
48	(ニシタチについて) ニシタチの繁華街道路においては交通速度規制のない状況となっており、該当道路を高速で走行すること、猫の習性的な背景より、猫が事故死する事例が多発している。猫及び人間においても危険回避の観点より速度規制の制定と施行が必要。対象道路(ニシタチ通り、中央通り、高松通り、扇町通り)	
49	現在の宮崎港とニシタチの地域猫、野良猫の頭数において、現在までの把握頭数より、多めに見積もったとし、それぞれに累計200頭余りが生存しており、合計400頭前後の猫への対応が必要であり、それにかかる餌代の最低の費用を換算すると以下の目安となっている。費用に関しても、ボランティアや個人が負担するにあたって楽な金額ではなく、この点においても対応が可能であるのならご考察と対応の検討を願いたい。 仮想定件数200匹(1日1回の給餌の場合) 1頭当たり1日25円 1日当たり25円×200頭=5000円 1か月当たり5000円×30日=150000円	ご意見についてはご要望として承ります。
50	宮崎市フェニックス自然動物園でも保護猫の活用が出来るのではないか。例えば現状高いと言われる入場料を下げた保護猫ふれあいコーナーを別途有料施設にして相殺するのも一つの手と考える。	